

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

■ 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

and factory株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://andfactory.co.jp/ir/stock/stockholders/>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第3回新株予約権	
発行決議日		2016年8月30日	
新株予約権の数		390個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 31,200株 (新株予約権1個につき 80株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使価格		1個当たり12,720円 (1株当たり 159円)	
権利行使期間		2018年9月1日から 2026年8月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役(社外役員除く。)	新株予約権の数	345個
		目的となる株式数	27,600株
		保有者数	2名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
- ② 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,100千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	32,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 3. 上記の他、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として9,400千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役様に報告しております。
- ③ 他の業務執行部門から独立した代表取締役が指名する内部監査担当者が、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- ④ コンプライアンス規程にて内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、株主総会、取締役会の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めております。
- ② リスク管理体制については代表取締役が指揮し、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 各Divisionにおいては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。
- ② 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にしております。
- ③ 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行っております。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営しております。
- ③ 代表取締役が指名する内部監査責任者は、内部監査規程に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認しております。
- ④ コンプライアンス規程に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施等によりコンプライアンス意識の徹底を図っております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ① 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせております。
 - ② 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知しております。
 - ③ 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとしております。
- (7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告しております。
 - ② 内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、社内窓口を常勤監査役、外部窓口を弁護士とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しております。
 - ③ 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告しております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備しております。
 - ② 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができることとなっております。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒まないものとしております。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用しております。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力対応規程において、当社役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応しております。
 - ② 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度は取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制について

コンプライアンス規程その他の社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しを行いました。当社のコンプライアンス違反行為については、従業員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全従業員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。また、リスク管理規程に基づき、代表取締役の指揮の下リスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

(3) 監査役の職務執行について

監査役会規程に基づき、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席し、業務の執行状況や損失の危険、職務執行の効率性及び適法性等を把握するとともに、その内容について監査役会に報告を行いました。当事業年度は監査役会を14回開催し、監査役間での積極的な意見交換を行った他、会計監査人や内部監査人と連携を図り、取締役及び従業員の職務の執行状況を監査しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査担当者が、監査役とも連携し、当社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、取締役及び監査役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	549,720	548,361	548,361	351,061	351,061
当 期 変 動 額					
当期純損失 (△)				△561,392	△561,392
当期変動額合計	—	—	—	△561,392	△561,392
当 期 末 残 高	549,720	548,361	548,361	△210,331	△210,331

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△572	1,448,569	1,114	1,449,684
当 期 変 動 額				
当期純損失 (△)	—	△561,392	—	△561,392
当期変動額合計	—	△561,392	—	△561,392
当 期 末 残 高	△572	887,177	1,114	888,292

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のないもの
 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 仕掛品、販売用不動産
 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
機械及び装置	10年
工具、器具及び備品	3～15年
 - (2) 無形固定資産
 定額法を採用しております。
 自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 株主優待引当金
 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度末から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 販売用不動産の評価
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
 販売用不動産 3,148,397千円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 販売用不動産の評価は、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、期末時点の販売可能価額から販売経費等の見込額を控除した正味売却価額が簿価を下回る場合には、当該差額をたな卸資産評価損として計上しております。
 期末時点の販売可能価額は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額によっております。不動産鑑定評価額の算定には将来の賃料、稼働率、割引率、評価手法の選択等についての仮定が含まれる他、新型コロナウイルス感染症の収束時期についても一定の仮定を置いております。また早期売却を含む経営者の販売方針の判断や新型コロナウイルス感染症拡大等により販売計画からの著しい遅延が生じた場合には正味売却価額の算定に影響を与える可能性があります。

そのため、将来の不動産市況の変動等によりこれらの仮定、販売方針や販売計画の見直しを行った場合には、翌事業年度においてたな卸資産評価損が計上される可能性があります。

(2) ソフトウェアの評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア	68,836千円
減損損失	52,465千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェアについては、アプリ毎にグルーピングを行っており、減損の兆候がある場合には、当該ソフトウェアの利用により獲得が見込まれる将来キャッシュ・フローを見積り、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該将来キャッシュ・フローを算出する上での主要な仮定は、当社の取締役会で承認された翌事業年度以降の事業計画に含まれる売上高であり、課金収入、広告収入並びにMAU（1か月あたり利用者数）の継続率及び成長率を用いてアプリ毎に算定しています。

そのため、翌事業年度において課金収入、広告収入及びMAUの実績値が事業計画上の仮定と著しく乖離し将来キャッシュ・フローの見直しを行った場合、翌事業年度においてソフトウェアの減損損失を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

※担保に提供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に提供している資産

販売用不動産	3,148,397千円
ソフトウェア	3,722 〃
計	<u>3,152,119千円</u>

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	166,560千円
長期借入金	2,852,980 〃
計	<u>3,019,540千円</u>

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	9,827,120	—	—	9,827,120
合計	9,827,120	—	—	9,827,120

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数 普通株式 257株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の 目的となる株式の種類及び数 普通株式 31,200株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	25,158千円
未払事業税	1,401 "
貸倒引当金	3,010 "
株主優待引当金	10,958 "
減損損失	23,367 "
投資有価証券評価損	3,359 "
税務上の繰越欠損金	171,111 "
その他	949 "
繰延税金資産小計	<u>239,316千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△171,111 "</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△68,205 "</u>
評価性引当額小計	<u>△239,316千円</u>
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	—千円
繰延税金資産純額	<u>—千円</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年内の支払期日であります。借入金は当社の運転資金の調達や&AND HOSTEL事業における物件取得資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、財務経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期の決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	774,726	774,726	—
(2) 売掛金	542,419		
貸倒引当金 (*1)	△9,830		
	532,589	532,589	—
(3) 立替金	228,061	228,061	—
(4) 敷金及び保証金	280,718	281,990	1,271
資産計	1,816,095	1,817,367	1,271
(1) 買掛金	121,095	121,095	—
(2) 短期借入金	325,000	325,000	—
(3) 未払金	468,268	468,268	—
(4) 未払法人税等	8,354	8,354	—
(5) 長期借入金 (*2)	3,431,478	3,436,199	4,721
(6) 長期預り保証金	8,987	9,005	17
負債計	4,363,184	4,367,924	4,739

(*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに (3) 立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに (4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元金の合計額を、新規に同様の借入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期預り保証金

期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	257,295
敷金及び保証金(※2)	940

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 敷金及び保証金のうち、市場価格がなく、返還までの期間を算定することが困難な部分については、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	90円28銭
1 株当たり当期純損失	57円13銭